

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和8年1月27日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和8年1月27日（火） 午前9時59分～午後0時02分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 福 沢 美由紀
副 部 会 長 今 岡 翔 平
部 会 員 古 田 吉 昭 櫻 木 善 仁 森 美和子
会 長 岡 本 公 秀
副 会 長 豊 田 恵 理
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 大 泉 明 彦 議事調査課長 新 山 さおり
書 記 山 北 康 仁
- 6 案 件
1. 第105回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認について
3. 議題
 (1) オンライン会議の実施について（検討課題48）
 議員の介護休暇及び育児休暇について（検討課題50）
 (2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について（検討課題45）
 (3) 子ども議会の実施について（検討課題47）
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時59分 開 会

○部会長（福沢美由紀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第106回議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

それでは、まず事項1. 第105回検討部会の確認事項についてですが、カルテに追記する事項はありませんでした。

次に、事項2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認についてですが、今回は掲載する事項はありませんでした。

事項書の議題に入りますが、ちょっと議題に入る前にこの議題の1、2、3という項目を見てもうたら分かります、この前からオンラインのこととBCPのことと両方やりましょうということをやっていたんですけど、オンラインをちょっと中心で今日はさせていただきたいんですね。ほんで、またちょっと後にBCPとか、あと議会基本条例のことをどういうふうに検証するかとかいろんなこともありましたけども、ちょっと後に送らせていただきたいこと、ほんで、BCPもいろんな他市の事例を多分資料へ入れさせてもらったんで、最近議会だよりは本当に忙しかったので、いろんな計画ものとかで、もう一遍ちょっと改めて資料を見ていただいて、うちの原案をつくるに当たってこういうふうにしたらいいなというご意見を、またランダムでよろしいので頂戴したいんです。そういうことで、また資料も読んでいただきたいということをお願いしまして、議題に入っていきたいと思います。

1のオンライン会議の実施について、検討課題48ですね。及び議員の介護休暇及び育児休暇についてでございます。

前回までの検討部会やプロジェクトチームでは、オンライン会議の開催要件等について、引き続きその運用について確認を行いました。今回はオンライン会議の運用に当たり、申合せの原案を作成いたしましたのでご確認いただきたいと思います。

説明をお願いします。

山北主任主査。

○議会事務局員（山北康仁君） そうしましたら、こちら資料1をご覧くださいと思います。

亀山市議会オンライン委員会実施に関する申合せということで、このオンライン委員会実施に関する基準、これを並べたような申合せの案をこちらへお示しさせていただいております。

資料の説明に入る前に、改めてちょっと確認なんですけれども、ここの1の前に、冒頭に書かせていただいているように委員会条例というものがございます。それから、今回は資料をご用意してないんですが、委員会条例の中には、オンライン委員会が実施できますというような漠とそういった旨の規定がしてございます。

その手続については、一緒に並べて書いてありますオンライン委員会の運営に関する要綱、こちらのほうで本当に簡単にですけれども、どういった申請をすればいいのか、どういった許可が出るのかとかいうようなその手続の部分について示した要綱がございまして、この申合せについては何かというと、その要綱であったりこの条例を運用していくためにもっと細かな、必要な基準について規定してはどうかというような部分の案ということで、従来からご検討いただいております。

それで、順番に大まかに説明をさせていただきたいと思います。

1. オンラインによる方法を可能とする会議。

こちらはご覧のとおりでして、常任委員会であったり協議等の場、それから、これまでもプロジェ

クトチーム等でもご協議いただいていますように非公開会議ですね。会派代表者会議であったり、予算決算委員会理事会であったり、それから議会危機管理対策本部会議、このような非公開の会議の場でもオンラインができないと実効性を持たないですよねというようなお話だったかなと思いますので、こんなふうになっております。

それから2番、オンライン会議の開催に関する基本事項ということで、こういった場合にオンライン会議を開催することができるということで、(1)のア、イ、ウということでございます。

まず、アとしましては、大規模な災害があった場合ですとか、それから重大な感染症によって委員会を招集する場所に委員さんらが参集することができないような場合、こういった場合に、今既に委員会条例15条の2の第1項で規定がございますので、こういった場合はもちろんできますよと。それから、そういった場合でなくとも、会議規則に欠席の届出という、第2条にございますんですが、この中、2条の第1項では、ちょっと米印がちっちゃいんですけども、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由と、第2項のほうでは出産予定日の、いわゆる産前・産後という考え方なのかなと思うんですけども、この部分について規定があったり、そのほかに、イの中になっていくんですけども、入院であったり、通院であったり、忌引であったり、交通途絶であったり、妊娠などであったとして、そういったものに該当する委員さんが、私はオンラインでも会議に参加したいわという出席を希望された場合に委員長が認める場合ということで、イという項目を設けさせていただいておるというようなことです。

ウになりますけど、これは訓練を想定した会議の開催ですので、アにもイにも該当しないけれども訓練するというので、1年に1回は開催できるということで設けさせていただいているものでございます。

(2)でございますけれども、本人確認、オンラインで出席している本人確認は、映像や音声をもって行うということです。

(3) 会議ツール、こちらもご議論があったところなんですけれども、前まではWebex Meetingsと具体固有名詞をウェブ会議システムの名前を上げていましたけれども、今後、そのシステムが変わったりする可能性もございますので、単にウェブ会議システムを用いるということでさせていただいております。

それから、(4) オンライン会議の開催に当たっては、議会事務局から、原則として、会議の前日にオンライン出席委員の指定するメールアドレス、あるいはLINE WORKSなどに、ID、パスワード等をオンライン出席委員へ通知する。

(5) 委員長は、オンライン出席委員がいる場合は、会議の冒頭において、オンライン会議であること及びオンラインによる出席者について報告するといった形で列記させていただいております。

大きな3番です。オンライン会議参加申請時の留意事項。

オンラインによる方法での出席を希望する議員は、原則として、会議開催日の前日、市の休日に当たるときはその前日の午前10時までに、要綱第2条第2項に規定する様式、または電子メール等の本文に必要事項を記載する方法でオンラインによる方法での出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。ただし、緊急の場合はこの限りでないということで、参加申請、何時までにどこに何をというようなことを書かせていただいております。

4番、オンライン出席委員の責務です。

これは、オンラインで出席する委員はこういうことに気をつけてほしいという内容を書かせていただいているところですが、（１）で、オンライン出席委員は、情報セキュリティの確保及び安定した通信環境の整備に努めるとともに、会議の公正性及び品位を損なうことのないよう出席しなければならない。ただし、育児・介護等によりやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。要は、公開される会議であることがまず前提で、もちろん非公開会議もある上ではあるんですけど、よく問題になりがちなのは服装といいますか、パジャマで出られるようなことが中では、そういうこともあるのかなと思うんですけど、ごめんなさい、ちょっと脱線してしまいました。公正性、品位を損なうことのないように、あるいは発言のこととかもこういった部分に当たってくるのかなと思います。映り込みとかも、基本的にはほかの人が写らないようにするべきなのかもしれないんですが、ただ事情があらわれる方も、もちろんご家庭によってはあられますので、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないというふうにさせていただいておるところです。

オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の３０分前までに、議会事務局との間で通信環境を確認する。それから、通信環境等に不具合が生じた場合、議会事務局から確認の連絡をする場合があるため、常時、電話に応答できるようにしておくということです。

５番、委員長の権限等、委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン出席委員に対しても及ぶものとする。

２、委員長がオンラインによる方法により出席した場合は、委員長はオンラインによる方法により委員長の職務を行う。副委員長は、委員長が把握し切れない委員会室内の事象への対応を行うなど、委員長の職務遂行に当たって必要な補佐を行う。ただし、副委員長が会議の開催場所に参集していない場合は、会議の開催場所へ参集している委員のうち最も年長の委員が委員長の職務遂行に当たって必要な補佐を行う。どうしても、災害とかでオンラインを開催するとなった場合などに委員長も副委員長も参加できないようなケースというのが想定され得るということで、副委員長も参加できない場合はということで、ただし書のほうに書かせていただいております。

表決に関する留意事項。

オンライン出席委員は、通信環境等の悪化により、委員本人の映像または音声のいずれか一方でも確認できないときは表決に加わることができない。確認しようがありませんもので、このような形になっておるといようなところなんです。

７番、通信に障害が生じた際の対応ということで、（１）通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができない状況が生じた場合は、当該オンライン出席委員は議事に参与することができない。ちょっと表決の部分と似たような感じにはなっていますけれども、６番は特に表決ということで、７番は通信障害が生じた場合の対応ということで書かせていただいております。

その（２）ですけれども、委員の発言順序がある場合において、通信環境の悪化等によりオンライン出席委員が質問を始められない、または続行できない状況となったときは、次の発言順序の委員に質問を行わせることとし、その後、オンライン出席委員の通信環境が改善されたときの取扱いについては委員長が判断する。よくネット、この仕組みで会議をしますとフリーズといいまして画面が固まってしまって音も届かないというようなことが出てくるんですけど、これは時間がたてば解決するケースもありまして、そういった場合に、戻ってきたときにどう取り扱うというのもその場で委員長が

判断するというような、そういう意味合いになっております。

会議録等への記載ということで、会議録においては、2の（5）の宣告を発言どおり記載する、まあオンラインでやりますというような内容のことですね。これを記載するとともに、出席者名や発言者名等についても、氏名の記載の後に（オンライン）と付記し、当該委員がオンラインによる方法により出席していたことが分かるように記載する。

9番、委員外議員、公述人及び参考人への準用。

これらの項目というのは、出席される委員さんだけではなくて、できる限りにはなってくると思うんですけども、委員外議員さんであつたりとか、あるいは公述人、参考人ということで例えば請願の趣旨を説明していただくような方に参加いただくような場合も、全ては難しいかもしれないんですが、できる限りこの辺りの内容というのは、運用としては準用していかないと成り立っていない部分もあるのかなということで、準用という形で書かせていただいております。

それから最後、その他。

この申合せに記載のない事項は、その都度委員長が必要に応じて決定するというので、大きくざっくりですけども、このオンライン委員会実施に関する申合せということで説明をさせていただきました。

また、参考までに、参考資料として今通知をさせていただきましたオンライン委員会の運営に関する要綱、これは条例と申合せの間にある手続をするための要綱なんですけれども、これも一部その必要に応じて改正する必要があるのかなと、これも検討部会やプロジェクトチームの中でこれまでもお話しされてきた部分ではあるんですけども、具体の書きぶりというのはこれから協議していくことになると思うんですが、協議等の場であつたりとか、非公開の会議について想定されていない要綱になっていますのでこの書きぶりをどうするのか。

あと、もう一つ、同じく参考資料として入れさせていただいていますが、タブレット端末に関する要綱ですよね。これも、公開会議が前提での仕様になっていますので、これも一部改正が必要な部分があるのではないかなというの、これまでご協議いただいてきたところではございます。

それから資料にはないんですが、委員会条例のほうも精査を併せてする必要があるかなというところもありますので、オンラインの規定文のところが今のままでいいのかどうかという部分も、検討が必要になってくるかどうか踏まえて精査が必要かなというところでもあります。

早口ですみませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

委員会条例の該当する部分だけ、ちょっとまた通知で見せてもらえますか。

山北主任主査。

○議会事務局員（山北康仁君） 今発信をさせていただきました、委員会条例になります。これの15条の2というところをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、委員長は、大規模な災害等の発生等または重大な感染症の蔓延により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下オンラインによる方法という）を活用した委員会を開催することができる。まずもってここに規定があるので、オンライン委員会はできますよという規定になっておるということですね。

以下2、3、4と項が設けられておりまして、4項に、オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めるとありますもので、先ほど申し上げました条例のすぐ下にあるオンラインの要綱と、それからさらにもう一つその下に来る基準がそれぞれ別に定められる形になるということになろうかなと思っております。

○部会長（福沢美由紀君） 申合せやね。

○議会議務局員（山北康仁君） 失礼しました。申合せです。以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 立てつけについては、もう思い出していただいてご理解いただけましたでしょうか。

今、ですから、いろんなところを少しずつ触らなあかん可能性が出てきていますね。委員長と副委員長しか、委員長と副委員長は絶対ここへおらんならんみたいな書きぶりがしてあったり、いろいろ今申合せで書いているのとはちょっと、広げていますんでそこに合わせて要綱やら条例やらを触っていかんならん可能性があるということはご理解いただきたいなと思います。

その上で、今日は申合せについて、あらかたちちょっと決めてみて、前も皆さんからもご意見あったように、これを具体的に検討して、きちっと固めていただくのを議会運営委員会のほうでお願いできたらなと。「てにをは」までここでしないで、ある程度骨格ができましたので、あとは議運に議論と決定のほうをお願いしたいなと私的に思っているんですけど、皆さんご意見どうですか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） いいと思います。ここまでつくっていただいていますので。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

そうしたらそういう方向性であらあら、きちっとここで皆さんに確認していきたいなと思います。一番見ていただきたいのが、申合せというところですね。

以前も、もう改めて、いろんなことをやり変えようとかいろんなことを言っていましたけど、こうやって条例があつて、要綱があつて、申合せがあるという中で、申合せのほうがいろんな意味で、増えたり減ったりすることについても対応がしやすいし、表現も軟らかく分かりやすいということでしたんで、こういう形でしょうということになっていました。

ただ課題は、どこを見たらええか分からんというか、それが連動して全部がぱっと見れるような形になってほしいなというご意見もありましたので、その見え方についてはまたそういうことも含めて、ちょっとご検討は事務局を含めて、いただきたいなとは思っております。

この内容について、ご意見がありましたら皆さんお願いしたいと思います。申合せのね。

この前ちょっと検討しておったで、私が先にちょっと言わせてもらうけど、4番の（1）のオンライン出席委員の責務ですね。

責務のところで前言っていたのは、公開会議だから、ここでする会議と一緒にやら、それを理解した上で出席してもらわなあかんということは言っていたと思うんですけど、映り込みについてね。自分以外の人の映り込みについてはしたらあかんのええのという議論があったんですけども、やむを得ない事情がありますよねという話はしていたんです。この2行目が、公正性と品位を損なうことがないようにと書いてある。ただし、育児・介護ではこの限りでない。何か、育児と介護が公正性や品位を損なうみたいな書きぶりになってしまったなという気がするので、もし可能であれば、公正性や品位を損なうことのないよう出席しなければならない、それだけで終わってもいいのかなという気は

するんですけど、皆さんはそこについてはどう思われますか。

育児・介護によりやむを得ない事情がある場合は、何か公正性や品位を損なってもいいみたいな文の流れになっているような気がするんですけど、オンライン出席委員は情報セキュリティの確保を自分でちゃんとしなさいということと、安定した通信環境の整備、自分で整えなさいということですね。そして、会議の公正性や品位を損なうことのないよう、出席しなければならない。先ほど説明にもありました服装であるとか発言の仕方であるとかということになってくると思います。

そこにあえて育児・介護というのを入れ込まなくていいんじゃないかというのが私の、今通して見ると、感覚なんですけど、どうですか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 部会長がおっしゃるような、この文章を読んでね。公正性や品位を損なうようなことにつながるとはあんまり読み込まれへんくて、上手にこうやって書いていただいたなどというふうに私は捉えたんですけど、あんまりそこには思わなかったな。

○部会長（福沢美由紀君） 引っかけりませんか。

（発言する者あり）

○部会長（福沢美由紀君） 映り込みについてしゃべっていたときには、育児や介護のときには……。

○部会員（森 美和子君） 子どもが映ったりね。

○部会長（福沢美由紀君） そうそう、それはあるよねという話をちょっとしていたんです。それとこの公正性と品位というところがリンクしてくるのは。

○部会員（森 美和子君） 基本的な考え方としては、それは必要やと思うけど。

○部会長（福沢美由紀君） そうなんです。だから基本的な考え方を、公正性と品位を損なわないでねということが大事やと思うんで。

○部会員（森 美和子君） いいと思います。

○部会長（福沢美由紀君） 映像の映り込みなど育児・介護等によりやむを得ない事情がある場合は、この限りでないとということであれば。

○部会員（森 美和子君） 映像の映り込みはオンラインやからそんなに、別にいいよね。

○副会長（豊田恵理君） 入院とかのときって何か。

○部会長（福沢美由紀君） パジャマだったりね。

○副会長（豊田恵理君） パジャマでも、それもいいよですね。

○部会長（福沢美由紀君） それもオーケーですかね。

○副会長（豊田恵理君） わざわざ寝ずに起きるって、ベッドの上の場合もあると思うし。

○部会長（福沢美由紀君） やむを得ない事情がある場合はということに、この育児・介護だけにすると何か妙に、何かこう。

○部会員（森 美和子君） 特出ししているみたいな形、まあ等とはなっているけど。

○部会長（福沢美由紀君） 気になって。

（「等」の声あり）

○部会員（森 美和子君） まあ気になるんやったら、やむを得ない事情がある場合で。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね、そうしたいな。

（発言する者あり）

○部会長（福沢美由紀君） そうさせてもろうてもいいですか。

オンライン出席委員は、情報セキュリティの確保及び安定した通信環境の整備に努めるとともに、会議の公正性及び品位を損なうことのないよう、出席しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないぐらいにしておきましょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） じゃあちょっとそうさせてもらいます。

よろしいですか、今の形で。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） あとちょっと気になったのは5番の（2）、要するに亀山市議会の場合は、委員長が欠けた場合は副委員長がして、副委員長が欠けた場合は、年長の議員がするというところはいろんな場面でもう順番的には決まっているので、そこが分かることが大事かなと思っているんですけども、結構具体的ですなと思うんでね。委員長が把握し切れない委員会室内の事象、把握し切れない委員会室内の事象への対応を行うなど、委員長の職務遂行に当たって必要な補佐を行う。

ここまで書き込んだほうがいいのかな。

どうぞ。

○部会員（森 美和子君） 何か経験したことは、私はないんですけど、以前に何か傍聴者が騒いだりしたことがあったということをお聞きしていたので、そういう場合は、委員長がオンライン上ではなかなかその全体像というのを把握し切れない部分で副委員長がそこを代行するということは必要なのかな、これを読んだときにそれは思ったんです。そういうことなのかなと思ったんですけど。

○部会長（福沢美由紀君） （1）にある議事整理権と秩序保持権というのがそういうところに係ってくると思うんです。

確かにそういうことがありましたね。

警察を呼ばんならんようなことがあるとか、そういうこともありますので、その責任というのは委員長が基本的に持っていて、委員長が例えばこの現場にいないとか、欠ける場合にはその次に副委員長がして、副委員長もいない場合は年長議員がするということがうたってあるということだと思うんですけど、よろしいですか。

何か、やったことがないことを規定するのは本当に難しいと思うんですけど、要は、順番別に議事整理権と秩序保持権をきちっと守るということですね。委員長がここにいない場合ということの規定ですね。

よかったらいいですが、皆さんからここはどういう意味ですかとかいうのとか、ぱっと見て分からんわということとかありませんか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 申合せの内容自体に問題はないかなと思っているんですけど、表決に関する留意事項とか、それから通信障害の場合の対応とか、これはオンラインをするという委員さんが出た場合は都度何か伝えておかないと。

申合せにはあるとそれをみんなが分かっておったらいいけど、何や表決に加われへんのかとかそういうことが出てきやへんかなあと思って、知らない、読まないというか、ほかの委員さんで、だから都度何か申出があった場合は確認をきちっとするという、ここに書く必要はないと思いますけど、

委員長の責務としては何かそこを伝えておくというのが大事なところかなとちょっと思いました。

○部会長（福沢美由紀君） 練習の会議をするということが定められていますんで、そこでそういう、まず表決があった場合をやってみますみたいな練習をするというのもありかなと思うし、もちろんこうきちと伝えるということも大事でしょうね。

いろんな場合が想定されるので、例えば、表決のときに限らずそれこそ品位を落とすような発言が委員からあるとか、普通に委員会をしておっても、それはもう委員長から指導・指示されて、やめなさいと言われるし、やめなさいという言葉が聞かなかつたら退場もあるのかもしれませんが、秩序保持ということで、それが、オンラインやったら、もうこっちからぶちと切るということもあるのかなとか、そういうことも考えながらこの原案をつくっていたんですけど、そういうこと含めてもう委員長の権限というところに、権限があるよ、委員長がこの中におらへんかったら次の人があるよということが書き込んであるのかなというところだよな。

本人の映像か音声のいずれか一方でも確認できないときは表決に加わることができないとある。そういうところが多いんですけどね。聴力に障がいがあるとかで身ぶり手ぶりだけで十分分るとか、そういうこともあるか分からんし、いろんなことが想定されますんで一応、今は多く、きちと、確認が不十分だといけないので、この表決についても両方ちゃんと確認できるということを条件にさせてもらいました。

何か事務局でお気づきの点はありますか。

課長。

○議事調査課長（新山さおり君） まずもって、全てはまず会議規則からになると思うんですけども、会議規則、それから委員会条例、そしてオンラインの要綱、それで申合せという形で、会議の開催からの全ての見直しですね、例規の、関係例規を全て見直していく必要があるのかなと思いますので、それを今後、方向性だけはここで固めていただいているということです、それをもってどのように改正するかという整理が今後は必要ということでは考えております。その辺の秩序保持につきましても全てに、例規も関連しますし、その整理というのが必要と考えます。

○部会長（福沢美由紀君） 会議規則まではちょっと私も遡っていませんでしたんで、そこも含めて、これだけあらかたできてきましたんで、そこも含めて議運のほうで見ていただくということでもいいのかとは私は思っているんですけども、整合を取ってもらわんとあきませんのでね、全て。

よろしいでしょうか、いいですかね。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） あらかたこういうことで議運のほうで、あとはもう今言ってもらった会議規則との整合も含めて、細かな文言整理というのきつとあると思いますんでそこも含めて議運のほうで整えていただくということをお願いをしようと思いますけど、それでよろしいですか、今回は。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） それじゃあ、これについては以上としたいと思います。

次に、機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方についてというのが、非常に分かりづらいんですけど、検討課題４５です。

前回の検討部会で検討課題４５を復活しようということになりましたんで、副議長の任期や委員会の任期などについて、改めて協議することを確認いたしました。

本日は、県内他市議会の副議長の任期や委員会の任期などについて調査を行い、資料を作成いたしましたので、事務局より説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

○議会事務局員（山北康仁君） それでは、まず資料3のほうからご覧いただきたいと思います。

こちらは検討課題一覧としてずらっと上げさせていただいているものでして、めくっていただいて次のページに赤字で45ということで入れさせていただいているのが、これが復活をしたものになります。

前回の検討部会の中でこの真ん中の欄の内容ですね。機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方についての後の括弧書きの部分、これは議長と常任委員会の任期に限った書き方になっているのでこの括弧の中を消してはどうかということ、それから、検討内容の部分について、副議長の任期についてを入れてはどうかというお話がありましたので、一覧としてはこのように整理してはいかがでしょうかというようなことでございます。

続きまして、資料3ですね。カルテになります。こちらは、今申し上げた資料2の内容をカルテに落とし込んだものになってございます。

括弧書きの部分を削除し、検討内容に副議長の任期についてを入れさせていただいておるということです。

それから、めくっていただきまして、現状分析の欄ですけれども、こちらは、全国市議会議長の会の実態調査というのがありますので、これは毎年されている調査の最新でホームページに掲載されているものを確認しまして数字等を新たに入れ直しているものになっております。5万人未満の市では、委員会の任期を2年としているのが303市のうち237市ということで78.2%、5万から10万人未満の市では、235市のうち164市で69.8%となっているということなんですけれども、これまでのカルテでは平成26年の数値が入れていただいてあったんですが、それぞれ少しずつ数字も割合も上がっておるというようなことでよいのかなというふうに思っております。

めくっていただきまして、最後のページですけれども、県内市議会の副議長及び常任委員会委員の任期について、改めて調査し協議を行うと。

7年の12月23日に協議を行うということで確認をさせていただいておりますもので、このようにしてはいかがでしょうかということでございます。

最後、資料4ですけれども、これも参考までにご覧いただけたらと思いますが、県内各市、住基人口ベースに、1,000人未満切り捨てていますが、人口と定数と各議長、副議長、常任委員会の任期等々について書かせていただいています。ちょっと分かりにくい資料で申し訳ないんですが、特に任期の欄の常任委員会のところ、これは常任的に設置している委員会ということではなくて、いわゆるうちでいう総務、教民、産建の3つの委員会を想定したものになっています。ちょっと予算決算が入ってくると、この考え方がちょっとぶれてくる部分もありますもので、一旦それについては除いた形でさせていただいております。

今2年の常任委員会の任期としてしているところが、上から見ていただきますと、四日市市さん、松阪市さん、桑名市さん、それからいなべ市さん、志摩市さんと5つの市がそのようにされている。尾鷲さんと鳥羽市さんに関しては4年となっていますけど、こちらは常任委員会が1つになっていますので、行政常任委員会ですべての所管をご覧になっていますので4となっておりますということなんです。

補足して少し説明させていただくんですけれども、例えば松阪市さんの備考を読ませていただきます。

実は2年になったのは本当に最近でして、令和7年8月からということです。議会改革特別委員会のほうで、委員会機能の強化であったりとか政策提言の質の向上をさせるために、今まで1年やったものを2年とされたということで、2年としたことによって、視察先の選定であったりとか時期について選びやすくなったり、もちろんこの委員会機能の強化、政策的の向上を図ることを目的にされているということもあって、このようなご意見がございました。

それから桑名市さん、常任委員会の任期は2年としつつなんですけれども、所管事務調査のみ、これも令和7年からなんですけれども、1年とされています。それまでは調査期間も一緒に、2年にされていたんですけれども1年にされたそうです。もっと遡ると、調査期間が1年やった時代もあったみたいなんですけれども、これも政策提言のスピード感を重視したいというお考えの中で、所管事務調査のみ1年としているということでした。

それから伊賀市さんですね。これは、1年ではあるんですけれども、委員会の任期を2年にしてもよいのではという議論はやはりあるそうです。

所管事務調査については、任期は1年、調査も1年で基本はされるんですけれども、1年で終わり切らなかったものは次期委員に申し送るなどされているようなこともあるそうです。

いなべ市さん、所管事務調査は2年かけて行っている。任期も2年で、所管事務調査も2年かけてされているということですが、1年で調査が終わるケースもあるので、その場合は次のテーマへ移る。2年で終わらない場合がもしあれば、それは次の委員に申し送ることもあるというようなお話でございました。

それから、この委員会のことについてお話しになる中で、複数所属をどうされていますかということも併せてお聞きしました。

つまり、うちでいうところの総務や教民を兼ねることができるのか、そういった視点でお聞きしております。複数所属の欄で（予決）としているところは予決を常任化していて、それを兼ねることはされているというような意味で書かせてもらっています。基本的に結論から申し上げますと、兼ねている市議会さんは県内にはなかった、またいでされているところはなかったということです。規定上はできるんやけれどもしていないというところも、伊勢市さんではありました。このようなところでございます。

もうこれも本当の参考の参考ですけれども、全国市議会の実態調査の中の資料で、全国的に見れば委員会の任期であったりとか、委員会の数はどうなのかというのをまとめられている資料と一緒に掲載しておりますので、こちらはまたお時間のあるときに一緒にご覧いただけたらと存じます。

資料の説明は以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して何か確認したいことや意見とかはありますか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 今は委員会のことですね、委員会。

副議長のことはまた別ですね。

○議会事務局員（山北康仁君） 失礼しました。副議長の任期のこともお伝えするのを失念しており

ました。

先ほどの横長の資料に戻っていただきますと、副議長の任期を2年としている市議会がどれだけあるかというの併せて確認をしております。この中でいうと4つございまして、上から順番に津市さん、それから鳥羽市さん、熊野市さん、いなべ市さんのこの4つの市議会さんが2年とされておるといことです。議長は2年であり副議長は1年としている市議会さんも幾つかありまして、亀山市を含めて亀山市とそれからお隣、鈴鹿市さん、それから志摩市さん、この3つがうちと同じような任期の扱いになっております。

失礼しました。以上です。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

副議長の任期については、特に各市議会さんからのこういう議論があったよとか、そういうのは特に聞いておられないということでもいいですね。

以上、説明が終わりましたが、皆さんから内容についての確認でもいいですし、これを受けてこれからどんなふうに協議していこうかなということでもいいんですけども、ご意見、順次発言をお願いします。

森委員。

○部会員（森 美和子君） これは市議会の中で、会派でどうするかという考え方は聞いたけど、一人一人に聞いたということはなかったんですかね。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。会派からいただいていたね。

○部会員（森 美和子君） そういう形やんな、一人一人がどうなんやろうというのも一回ちょっと。どうなんやろう。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね、今まで会派へ持ち帰ってもらって、情報を共有してもらって、ご意見をまた戻してもらうということが常でありました。無会派の方については、個人個人でご意見を頂戴しているというやり方でしたけれども、やっぱりこういう問題だし、お一人お一人聞いてみるのもどうですかということですね。

いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 基本は、今も申し上げたとおりこの情報をきちっと会派で共有していただくということがまず第一歩だとは思んですけど、意見の出し方ですね。これは推進会議を経る前にばんばん進めていっていいもんかね。

これは、この2つに取り組むことになりましたよということは各会派で共有してもらっていますので、いいですかね。

○部会員（森 美和子君） カルテを起こすということですか。

○部会長（福沢美由紀君） カルテを起こしてもう進めていっていいですよ。

○部会員（森 美和子君） いいです。

○部会長（福沢美由紀君） じゃあ、お一人、何回も何回もこれは議論を重ねてきていますので、会派というところとちょっといろんな理由づけもふわつとしてくることもあるかも分かりませんのでね。私もそれはいかがかなあと思いましたけど、皆さん、どうですか。

櫻木委員。

○部会員（櫻木善仁君） 世の中が、もう時代も大分変わっている中で、確認していくんのやったらもう、会派もそうなんですけど、もう会派でもうまとめるんじゃないくて先ほど言われたように、各会派へ聞くんだけど個人の意見をそれぞれ持ち寄ってどうするかということをちょっと検討に入れたらどうでしょうか。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね、理由づけもそれぞれ違うでしょうからね、どうしたいということのね。

そういう方向で今回検討していこうということによろしいですか。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 個人から意見を収集するというのはいいと思うんですけど、何かこの委員会の議論って、議論に時間がかかるけれども、何といたしますか、結局結論が何か出えへんみたいな。

○部会長（福沢美由紀君） しないという結論になってしまう、全員が賛成しないので。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 例えば、うちの会派なんかはもう今のまんまでいいと言っているような会派ではあるんですけど何といたしますか、しかも、次の期に送るということですか、この1年でやる。

○部会長（福沢美由紀君） 一応、一定の結論は今の期のうちに出したいなと思いますね、次が考えてちょうだいということではなくて。

○副部会長（今岡翔平君） そうですよ。

次のスタートからやったらまた時間がかかりますよね。

○部会長（福沢美由紀君） 相手もありますんで、いろんな委員会の開き方とかはちょっとすぐにはできないことだから。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 私なんかは結構、桑名みたいに一回こうやって試してみて何かあかんだったらもう一回戻せばいいんじゃないみたいな感じの考え方なんで、私なんかはその3委員会しか知らないタイプの人間なんで、うちの会派としては今のままだいいという意見は意見なんですけど、一回ほかのやり方でやってみるというのもいいんじゃないかなというふうには思います。何か、結構議論に時間がかかって結論が出やんというのがもどかしいというか。

○部会長（福沢美由紀君） 結論を出すわけではなく、賛否両方あってもやってみよう、そういうのも含めた検討にしてはどうかということですね。

○副部会長（今岡翔平君） そうですね、そういうことですね。

○部会長（福沢美由紀君） それでやった後に結論は、2年後か4年後か知らんけど、そういうことも検討の選択肢に含めた上でやりましょうと、一人一人の意見を聞くというのについてはご異論はないというふうで。

古田委員もそれでよろしいですか。

○部会員（古田吉昭君） はい。

○部会長（福沢美由紀君） いいですね。

ほかに何かこういう資料が欲しいとか、議論に必要なこういうことが確認する必要があるんじゃないとか、そういうことがもしありましたらご発言願いたいんですけど、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） そうしたら、まずは今日の様々調べた結果などを会派に持ち帰っていたいて、今これについてはこういうことだよということで、まずしっかりと情報共有をしてくださいな。

新山課長。

○議事調査課長（新山さおり君） その情報共有をしていただくに当たって、例えば施行するということが協議の結果でなった場合、委員会条例のほうの2条になるんですけども、そちらで総務委員会が何名で、所管事項は何というのは条例にございます。ですので、施行するに当たっては条例改正が必要になってくるという旨も併せて、そこは共有をいただきたいと思います。

○部会長（福沢美由紀君） なるほど、そこは分かっておいてちょうだいねということですね。分かりました。

そういうことでよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 次はいつかということにも、ちょっと進めるスピードが違ってきますけれども、日もありませんので、ぜひとも会派内でご議論をよろしくお願いをいたします。

いつまでに意見を頂戴するかとかそういうことまでここで決めやないかなかな。

新山課長。

○議事調査課長（新山さおり君） うちで本当にこの資料がいるということであれば、いつまでに、特に次の会議で資料は。

○部会長（福沢美由紀君） ううん、別に、こんだけ資料をいっぱい出してもらっていますんで、今は特に新たな資料についての発言はありませんので、各会派でそれぞれ説明していただいた上で。

次というたらいつぐらいになりますかね。また後で相談しますけど、そういう流れで検討していきましょうということでもいいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） まず一人一人のご意見を聞くよということを、どうしたほうがいいのかということと、その理由についてもちゃんと一人一人意見を持ってねということを書いていただいて、また具体的ないつまでとか、用紙がどうか、そういうことについてはまた改めて事務局からもご連絡させてもらうことになると思います。

それでは、次の議題ですけど、子ども議会の実施についてです。検討課題47です。

子ども議会の実施については、令和8年度はこれまで実施した形式での中学生議会は開催しないということとしつつも、次期の実施に向けて検討・検証を行うということにいたしました。また、中学生議会に代わる広聴の方法として出前授業の実施、この部分だけでもやったらどうかと、そういう意見もあったところです。

今回はその出前授業の実施についてご協議いただきたいと思うんですけど、ここで言うておるだけでは出前授業はできませんので、対象も、議論の中では中学生3年生だけでええんかなあとか、子ども会とか小学校とか、中学生でもほかの学年もあるし、高校はどうかなという議論もあったと思います。

周知については、市の出前授業に載せるのではなくて、やっぱり議会の中の議会だよりで議会として広報したらどうやろうなという意見が出ていたとは思っています。

この内容ですね。もし広報をして、やってほしいよということが実績として上がった場合にじゃあ誰がするんやということですからけれども、これについても今までご意見があったんですけれども、議会改革として取り組んだものの、いつまでも議会改革のこの部会だけでやっていいのかなと、もっと議会全体のものにしていく必要があるんじゃないかなというご意見もあったところなんです。じゃあそれを検討部会が中心で引き続き行うのか、また広聴広報の中で行っていただくようお願いするのか、もっと広げた形をそれぞれ、どっちがするにしてもしていくということを相談するのか、いろんなことをおおむね決めていかないと、広報をするにしてもなかなか一歩が踏み出せないという状況になるかなと思うんです。

こういうことについて、どうしたらいいかなということをざっくばらんに、皆さんからのご意見を頂戴したいと思います。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 私としては、もう検討部会の手を離れたほうがいいと1つは思っています。

もう一つ、受入先は広聴広報と思っていましたけど、今広聴広報もすごく頑張っていて、ハードスケジュールの中で対応していただいているということがありますので、議員全員が何か関われる委員会か何かでできないんですかね、広聴広報は。

○部会長（福沢美由紀君） 所管は広聴広報。

○部会員（森 美和子君） そこがちょっと、もう広聴広報を離れて1つ何かをつくるみたいな形で、それか、議会改革推進会議は全員ですもんね。何かそういうところでやるのか、ちょっとその人数は、検討部会とか広聴広報に限らないで全員が関われるような、ちょっと全然イメージがそれぐらいしかないんですけど。

それで、もう一つは今部会長がおっしゃったように小学校に、中学校に、高校にアナウンスしてやってもらいたいわというのがめっちゃ来た場合、何人かの委員会委員だけやとさばき切れない、めっちゃうれしいけどそうだったら。あらかじめ全員が参加できるような体制を取ったらどうかなと思うんですけど、もう漠っとですけど、私としてはそういうふうに思っています。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

本当にここでずっとやってきた経緯があるので、広聴機能ですよねもともと、というのがありましたんで広聴広報だよねという意見もありながら、いや、それだったらちょっと広聴広報に入っていなかったら参加できへんという寂しさもあったりしましたんで、いきなり手を離れてできるかと、それは無責任やとは思いますがね。一緒にはやっていかんならん、そういうおつもりはきっと皆さんもあると思うんですけど、どうでしょうね。

中を取ると広聴広報さんに、所管としては持ってもらいながら、そこで皆さんで広げる方法を含めて検討してもらい、みんなができる方法を募っていただくことも含めてというのもありかなと今はお話を聞きしていて思いましたけど。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 私は希望する議員が出前授業に行くという方式でいいのかなと、私は広聴広報ではないので、出前授業を広聴広報が請け負うとしても行きますみたいな感じで言うてもいいと思うんですけど、ただ、あれですよ。私が行くのはいいんですけど、何か希望する人だけ行くと

たいなのが議会のバランスとか、この人はなぜここにいるんですかみたいな説明がつくかつかんとか、そういう心配がなければ、希望したから来たんですと言うんですけど、でも私も広聴広報はすごい今大変かなというのはよく分かりますんで、出前授業だけでもやらせてもらえるんならやりたいですけど、もし自分ができることとしては、希望させてもらって行きたいというような感じですね。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） 多分、広聴広報でそれを受けるとすると、広聴広報委員会のメンバーがもう限定されていますよね、あれは何人でやるということが、それをさっきおっしゃったような形にしようと思うとちょっとそこに不具合が生じてくるので、何か事務局で全員が参加できるような体制って何かありませんか。

○部会長（福沢美由紀君） 副議長、お願いします。

○副会長（豊田恵理君） 昔、多治見のほうに意見交換会とか意見座談会みたいなのがあって、そこでは委員会で、例えば産業建設委員会のテーマで、でも中学生相手とかではなかったので普通の一般でしたけれども、ただ、テーマで分けるというのはできるかなと思うんです。例えば、公園についてだったら産業建設かなとか、教育について、学校についてだったら教民かなとかいうんだったら全員が参加できて、しかも、テーマで、こういうのをうちはやりますよというのだったら全員が関われるかなというのはちょっと今思いました。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） 四日市がそういう形で議会報告会をされているのは行かせてもらったことがあって、それは一般の方が対象やったのかな。学校とかに行く場合は、またちょっと内容が違ってくるのかなって、それは発展的にそういう形になればすごくいいことやと思いますけど、地方自治の仕組みとかそういうことも何か、私たち議会のこととかをやっぱまずは知ってもらおうということ、それから子どもたちの意見を聴取してくると、いろんな意見を聴取してくることがベースになったほうが、まずは、そういう考え方でやったほうがいいんじゃないかなと思うと、少し今の副議長の内容やと、それは発展形という形では、そういう形で考えられるのかなと思うんですけど。

（発言する者あり）

○部会員（森 美和子君） そうそう。

何か全員が参加できるあれって何かないのかな。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長、お願いします。

○議会事務局長（大泉明彦君） すみません、今の時点の中ではなかなか難しいかなと思います。

そうやで、おっしゃられるとおりの新しい仕組みを設けることかなと思うんですね。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） いろいろあるじゃないですか、全員協議会、それから何やったか、政策検討部会、そこに出席授業じゃないけど子ども会議みたいなものを、そういうのを何かもう一個、全員が参加してそこに入れ込むということは可能でしょう。

全員やろう、全協やったら。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長、お願いします。

○議会事務局長（大泉明彦君） 仕組み的にはできるかなと思いますが、そうすると、会長さん、委員長さん、代表の方がどうやって旗を振って、コアな部分をどなたが検討してというところ辺が曖昧

さが出ないかな。

今はこのメンバーさんでぐっと議論してもらってとか、広聴広報さんでぐっと議論してもらってこんなやり方でやろうね、こういう段取りしようねということがあって下りていくというパターンのほうが。

○部会員（森 美和子君） PTをつくって……。

○議会議務局長（大泉明彦君） そうなんです。それはPTなんですよね。

○部会員（森 美和子君） 子ども議会みたいなやつの下にPT……。

○部会長（福沢美由紀君） 今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） ちなみに私は、相手が特に子どもたちになるので、全員の議員に参加してもらうというよりは、優先順位として、やっぱり熱意があるとかやりたいという人を優先する仕組みにしてほしいなというふうには個人的には思います。

○部会長（福沢美由紀君） そうすると今の、ここには17人おりますけど、このメンバーだけでやるというんじゃないくて、どんなメンバーになっても続けられるということも含めて考えていかなあかんと思うんですけど、その全員の枠、今森委員がおっしゃった全員協議会に新たな部局みたいなのを立ち上げて、一応枠としては全員が覆われるというものをつくった上で、じゃあ誰がすんのやと言ったときに全員が順番ですとかそんなことではなく、今、今岡委員がおっしゃるのも、無理くた行くよりもやっぱりこういうことは興味関心があって熱意がある人が行ったほうがいいんじゃないかというご意見ですね。

何らか、固まりをつくるということはそこの長をつくらんならんでね、やっぱり。新しい固まり中で委員長、副委員長みたいな何というの、部会長というのか何というのかは分かりませんが。

それは誰が旗を振るんやというふうになると。

○部会員（森 美和子君） 部会、でも全員やろう。

○部会長（福沢美由紀君） 全員の中でそこに特化した仕事をするための部会であるのでそれはそれで、長は要りますやろう。

○副部会長（今岡翔平君） それがないと議長が旗振ってもらうという形になりそう。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね、基本はそれでいいのかもしれないけど、ちょっと一回休憩しましょうかね。15分までちょっと休憩とさせていただきます。

午前11時07分 休 憩

午前11時17分 再 開

○部会長（福沢美由紀君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

子ども議会の実施についての続きでございます。

対象を広げることや出前授業などの実施に関わる議員を広げる、議員全体のものにすることについて、どのようにしていったらいいかという議論でございました。

ほかに何か皆さん、どうですか。

改めて先ほどの議論をまとめていただくような、整理していただくようなことでもええし、確認でもよろしいので、もう一回発言をお願いしたいと思います。

森委員、お願いします。

○部会員（森 美和子君） 先ほど、全員協議会であれば全員が参加できるということを言わせてい

いただきました。ただ、全員で議論しようと思うと結構、なかなか議論もまとまらないので、全員協議会の中に主権者教育の部会みたいなものを今後立ち上げていただいた中で、人数、議論の場というのはそこに委ねて、あと子どもたちの下に行く場合は全員協議会の中で提案をしていただいたら、そんなこともできるのやない、いいんじゃないかな。

○部会長（福沢美由紀君） その部会で提案したらいいもんね。

○部会員（森 美和子君） 提案していただいたらいかがかなと思います。

○部会長（福沢美由紀君） 今、森委員から議員全員が関わるということに鑑みるとやっぱり全員協議会という、ここを使うというかその中に今政策検討部会がありますけれども、そのような主権者教育に係る部会みたいなものをつくるということですね、まずは。その中に部会をつくって進めていく。小学校が対象とか高校が対象ということでテキストもちょっとリニューアルを、それぞれについての書いていかならん仕事もあるかなと思いますし、あとは出前授業だけを受けていくのか、それとも前回やったワークショップ、そういうことも含めてですよね。どういうお示しの仕方をしていくのかということもしなければいけません、いずれにしても、10月までの任期の中で、私たちの、この1年間で何か市民の皆さんに、子どもさんの皆さんに呼びかける機会があって、できれば実施できる機会を設けたいなとは思いますが、今はちょっと今やと忙しいもんですから、3月議会の後の議会だよりぐらいには皆さんにお知らせができるとありがたいなと思うので、何もしないままでは、どうですか、それともこういう仕組みをつくるだけで終わりますか。

○部会員（森 美和子君） いやいや、そんなんやってもらえるんやったらむっちゃええわ、ちょっとスピードアップで。

○部会長（福沢美由紀君） 櫻木委員、お願いします。

○部会員（櫻木善仁君） やはり中学生議会を2年続けて、今回実施しないということになるので、期待度とかいうのもありますので、できれば早く、何か事を起こして広報でもして、こういう体制はちゃんとつくっていますよというところは示したほうがやっぱりいいと思いますのでぜひ、大変ですけど、3月議会が終わった時点ぐらいにつくり上げて、6月の広報に間に合うぐらいのペースで考えていったらいかがでしょうか。

○部会長（福沢美由紀君） 3月議会の。

○部会員（櫻木善仁君） 終わり。

○部会長（福沢美由紀君） そのお知らせは6月1日号でしたか。

○部会員（櫻木善仁君） そうそう。

○部会長（福沢美由紀君） アンケートを出す月ですな。

（「すごい盛りだくさん」の声あり）

○部会員（森 美和子君） 盛りだくさん。

○部会長（福沢美由紀君） えらい盛りだくさんなリニューアルな。

○副会長（豊田恵理君） 出前講座も入れなきゃ駄目だね。

○部会長（福沢美由紀君） そうしますと、そういうことを今度全員協議会が2月19日にございますのでその機会を捉まえて、できれば議長に推進会議を開いていただく中で、そういう方向性を考えておるんですけどどうでしょうかと推進会議の中で皆さんに問いかけるということが必要かなと思うんですけど、できれば、それまでに会派の中でしっかり理解を深めておいてもらいたいところで

すけれども。

森委員。

○部会員（森 美和子君） このメンバーでやるのが一番いいと思いますけど、取りあえず会派に持ち帰ってもらって、メンバーの抽出はそのときに議論してもらって、こういうメンバーでいくという道筋だけはつけておいたほうがいいのかなと思います。

○部会長（福沢美由紀君） プロジェクトチーム的な、部会的なメンバーをですか。

○部会員（森 美和子君） はい。

○部会長（福沢美由紀君） どこで決めておくって。

はい。

○部会員（森 美和子君） 会派の中で、このメンバーでいいというんやったら、これがそのまんま部会になればええんやけど、一応会派には持ち帰ってもらって確認だけはしてもらっておったほうがいいのかなと思います。

○部会長（福沢美由紀君） 立ち位置が変わりますもんね。もうプロジェクトチームに誰を出すか、会派から1名といういで今はおっしゃっているんだと思うんですけど。

○部会員（森 美和子君） ああ、何人ということですか。

○部会長（福沢美由紀君） 行きたい人がおったら会派から2人でもええのかなとか、そういうこともあるのかもしれないので。

○部会員（森 美和子君） ただ人数は決定しておかないと、検討部会のメンバーというのは要るもんね。

ちょっと一回会派に打診してみて、2人行きたいという人もおるかもしれんし。

○副部会長（今岡翔平君） 結さんとか3人と言うてくれるかもしれないですね。

（発言する者あり）

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長は何か。

（「ちょっと暫時休憩で」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、何かもう大きな話になってまいりましたんで暫時休憩をいたしたいと思います。

午前11時24分 休 憩

午前11時58分 再 開

○部会長（福沢美由紀君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

子ども議会の実施についてです。

今までの経緯をまとめますと、子ども議会を2か年やってきました。それで、この1年はいろんな課題を解決しながら次はスムーズにできるようにするための1年にしようということで、こうやって議題にも上げて皆さんにご相談申し上げているんですけれども、まず会派の意見からも、いつまでも議会改革推進会議の部会でこの子ども議会をずっと握って離さないということではほかの課題もできないということで、やはりちょっと一回考え直すべきでないかというご意見も出ておりました。

そういうことで、皆さんにいろいろ考えていただきました。全協の例も出ましたけれども、取りあえず、いつまでもここでずうっと議論するのではなく違う会議体をつくっていただいて、そこで主権者教育、初めは広聴広報と言うていましたけど、やはり、もっと大きい課題になってきましたんで主

権者教育を検討する部会というか、そういう会議体を新たにつくっていただくということを推進会議の議員の皆さんにご確認したいと思います。

推進会議を開いていただいたら、議長に、そういう方向でいいかどうかということを確認させていただきたいなと思います。その中で、今まで課題であった対象をもっと広げたいとか、周知方法も考えたいとか、対象だけでなく、やるほうの議員側の関わる議員も広げたいということを議論ができるようなそういうことにしていきたいという思いも含めて、推進会議で報告させていただきたいなと思うんですけども、それを報告させてもらって、もし皆さんがよろしいということになって、議長もいいですね、進めましょうということになりましたら粛々と進めさせていただいて、できれば6月に出す広報で皆さんにお披露目ができるように、呼びかけができるような形で、そんなスピード感で進めていただけるようにということを中心として持っていきたいんですけども、そういうことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) それじゃあ、そういうことも含めて、BCPのことも含めて、やはり来月2月にも、会議日程を皆さんにお伺いしたいんですけども、例えば2月12日の午後はどうですか。

大丈夫ですか、事務局的には遅いほうがいいとか、そういうのはありますか。

○部会員(森 美和子君) 早過ぎると。

○部会長(福沢美由紀君) 17日の午後というのもありますけど。

○副部会長(今岡翔平君) 17日の午後もいいですよ。

○部会長(福沢美由紀君) いいですか、17日の午後はいいですか。よろしいですか、皆さん、いいですね。

(「はい」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) そうしたら事務局もよろしいかな。

12日より17日のほうがいいですか、それでは17日の午後に一度集まりましょう。

それまでにBCP関係をちょっと勉強してきていただいて、できたらそれまでに原案をお出しできたらなと思いますんで、ちょっとご意見を頂戴できるとありがたいです。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時02分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 8 年 1 月 27 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀